

タカスサーキット施設利用規則

目 的

「タカスサーキット施設利用規則（以下「本規則」という。）」は、タカスサーキット場（以下「サーキット」という。）を利用する際の資格、マナー、基本的な走行方法等についての基準であり、サーキット来場者の安全確保と、健全なモータースポーツの振興・発展、ならびにその模範となる人材の育成を目的とする。

施設利用の精神

- 1（個人の品格）
サーキットを利用する全ての個人および団体は、その利用目的や場内外を問わず常にスポーツマンとしての態度を保ち、個人の品格を疑われるような行為は厳に慎まなければならない。
- 2（態度と言動）
タカスサーキットは地元自治会（西二ツ屋町・西畑町・大窪町の3町）の理解と協力の元に建設・管理運営されており、利用者の態度や言動等が施設運営の是非にかかわる重大な懸案事項であることを忘れてはならない。
- 3（利用者心得）
タカスサーキットに来場する観覧者を含む全ての利用者は、次の各事項を心得て、承諾しているものとみなす。
よって、以下の心得を承諾できない者にはコースライセンスを発給できない。

タカスサーキット利用者心得

本規則に精通している。
本規則に無条件に従う。
サーキットにおける行事等に参画する個人および団体は、行為中に生じた事態について、それがいかなる理由によって起こったものであるにせよ、サーキット、ならびに管理者に対していかなる責任をも追及しない。
サーキットにおける行事や走行行為等に参画する者（サーキットにて行われる走行行為に参加するドライバーはもちろん、同乗者、ピットクルー、その他観覧者を含めた全ての施設利用者をいう。）は、行事もしくは走行中に、各自の自動車運転その他の行動に全責任を持ち、関連して発生した事態について他の参画者、その使用人、または代理人に対していかなる責任をも追及しない。

施設の利用規則（総則）

- 1（利用者）
本規則を熟知精通し、それに無条件に従う者にサーキットの利用を認める。
- 2（利用の中止）
タカスサーキットの利用者に本規則から逸脱する行為が見られる場合、サーキット施設管理者はその利用を止むを得ず中止することができる。
この場合、サーキット施設管理者は、走行や行事等の中止により発生する利用料金の返金は行わず、その他いかなる責任や負担を負うものではない。
- 3（利用規則）
サーキットの利用規則を、次のように定める。
 - 1．利用時間
1）サーキットの利用時間は、開門午前8時から閉門午後5時までです。夏季期間（4月～10月）は閉門を午後6時とします。
2）貸し切り利用で別途追加料金をお支払いいただいた場合は早朝に開門します。
なお、いかなる場合であっても午前6時00分より以前の開門は行いません。
3）スポーツ走行の目的で車両が走行できる時間帯は、午前9時より12時まで、午後は1時より4時まで（夏季は、午後5時まで）とします。
なお、冬季期間は走行終了時間を繰り上げる場合があります。
4）利用目的に公益的要素があり、また地元自治会の了承が得られ、サーキットが認めた場合に限り、上記以外の時間帯での利用を可能とします。
 - 2．利用制限
1）サーキットの利用資格は、本規則により制限されます。
特に車両走行を目的とした使用（スポーツ走行・走行会・試乗会・講習会 etc）については、誓約書の提出等の必修項目もありますので、詳細については利用形態別に条項の各規則に従ってください。
2）サーキットで走行できる車両は、ナンバー付の普通四輪車によるグリップ走行を原則とし、下記の車両および走行形態については利用をお断りします。
保安基準に適合しない違法改造車の走行
ドリフト走行を目的とした四輪車の走行
二輪車（体験走行、ライディングスクール、安全運転講習会等を除く）の走行
サーキットが定める音量基準に反する全ての車両の走行
なお、地元自治会の了承が得られサーキットが認めた場合には、上記制限は解除されます。
ただし、いかなる場合であってもナンバー付車両の違法改造車の入場ならびに施設の利用はお断りします。
3）同時にコースをスポーツ走行できる台数は、4輪の場合16台以下、カートの場合は24台以下とします。
ただし、貸し切り利用の場合で、主催者の責任が明確に示されている場合等、サーキットが認めた場合はこの限りではありません。
4）貸し切り以外のスポーツ走行によるコース利用時間は30分単位とします。
実質の走行時間は、インターバルの10分を除いた20分程度となります。
なお、エントリー台数によりインターバル（10分）を設けない場合や、走行時間を規制（短縮）する場合があります。
 - 3．環境美化
1）ピット・パドック内は常に整然と保ち、使用後は必ず清掃してください。
2）許された場所以外での喫煙は厳禁とします。
3）ゴミ、廃タイヤ、廃バッテリー、廃パーツ類等を場内に放置せず、必ず持ち帰ってください。
また、産業廃棄物の不法投棄は刑法で罰せられる行為です。必ず各自の責任において処分してください。
 - 4．安全行動
1）施設内での車両走行は最徐行でお願いします。
2）施設内において不必要なエンジンの空ふかしや長時間のアイドリング、ブレーキテストや急発進等を含めた行為は行なわないでください。
3）スポーツ走行中は危険ですので、コース内に徒歩にて入ることを禁止します。
4）指定された場所、主催者が認めた場所以外での観覧はしないでください。
 - 5．利用料金
1）サーキットの利用料金は別紙「資料 - 2 施設利用料金表」によります。
2）お支払いいただいた利用料金は下記の事由による返金は一切いたしませんのでご了承ください。
お客様の都合による走行中止の場合（車両の故障を含む）
施設利用規則・走行規則が守られていない場合の中止・中断
走行マナーが著しく守られていない場合の中止・中断
その他、本規則によるコース規制や制限の場合
 - 6．その他
1）貴重品の管理は各自の責任において確実にお願いします。
特に、スポーツ走行中等ピットやパドックを離れる場合は、貴重品の他、持ち込み機材やタイヤ、工具や部品の管理も十分に注意を払ってください。
万が一、紛失や盗難やトラブル等が発生した場合、サーキットとしては責任を負いかねます。
特に現金やカード類は肌身離さず持ち歩くなど自己防衛措置をお願いします。
2）サーキットへの行き帰りは、沿道住民の方々の迷惑なるような暴走運転や行動等を避け、安全運転を心がけてください。
3）ゴミを施設外に持ち出す場合、沿道にある公共のゴミステーションやコンビニ等の店舗のゴミ箱には絶対に持ち入れないでください。
4）サーキットは、地元住民の多大なるご協力の元に成り立っておりますので、利用者の方々の行動や態度による苦情が無いよう、本規則の徹底遵守をお願いします。

損害と責任

1 (身体の自己管理責任)

車両走行に際して起こった死傷は、その原因の如何を問わず、当事者自らが責任を負うものとする。

2 (車両の自己管理責任)

走行車両 (コースを走行中の車両を含むサーキットに入場した全ての車両。) はもちろん、その付属品および安全装備等が破損した場合は、その原因の如何を問わず責任は自己が負わなければならない。

3 (施設の損害責任)

コースおよびサーキットの付帯施設、器具機材等を破損し損害を生じた場合、その原因の如何を問わず当事者本人がその責任を負わなければならない。

4 (共済会)

施設利用者が被ってしまった経済的損失を補填・軽減する目的で、利用者全員の相互扶助による共済会 (タカスサーキットライセンス倶楽部共済) を設置し、その共済会に加入したものに限りサーキットの利用を認める。

ただし、貸し切りによる利用の場合は、主催者が相当の保険を付保することになるためこの限りでない。

1 . 物質的損害

サーキットの設備・備品 (機材) 等を損壊させた場合、その原因の如何を問わず、他の利用者の安全確保を第一に考え、当事者本人がその責任において破損した設備等を早期に現状復旧 (現実的には、補修・修理費用の全額負担。) していただくこととなります。

2 . 身体的被害

1) サーキット内での車両事故等に伴う身体的被害に対して、通常の自賠責保険や任意保険の適用が、その付帯条件等によって受けられない場合があります。

事前に保険会社を通じ契約内容を確認しておくことが大切です。

2) サーキット内でスポーツ走行する場合、「タカスサーキットライセンス倶楽部共済会」に加入することを義務付けております。

しかし、この共済制度は、身体的被害の回復を保障するものでもなく、経済的損失の補填・軽減を目的としていますので、十分な補償は得られません。

3) 貸し切りによる利用の場合、共済制度への加入を義務付けておりませんので、各主催者の責任において十分な補償が得られる保険の付保をお願いします。